

令和4年2月第2回松阪市教育委員会定例会会議録

令和4年2月18日（金）教育委員会室

議決事項

議案第3号 （請願1）公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

報告事項

報告第5号 令和4年度教育費に係る当初予算案について

報告第6号 令和3年度1月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	岡 田	光 生
委員	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀

出席事務局職員

事務局長	鈴 木	政 博
事務局次長	村 田	佳 之
教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西	雅 之
学校教育課長	塩 野	光 弘
学校支援担当参事兼学校支援課長	大 辻	結 花
学校支援課子ども安全・安心担当監	小 泉	恵 希
学校支援課子ども支援研究センター所長	原 田	青 子

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和4年2月第2回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

皆様もご存じのとおり、まん延防止等重点措置が来月6日まで延長されました。現在のところ学級閉鎖が小中学校で31ございます。また累計で子どもの陽性者数179人となっています。

このような状況の中、教育委員会定例会におきましても、引き続きオンラインで開催させていただきます。

委員の皆様、執行部の職員におかれましては、普段より少し大きめの声で、ご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

また、通信状況によりご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご発言の際には、挙手していただきますと、よくわかりますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、事項書に従いまして、進めてまいります。

まず、議案第3号「(請願1) 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校教育課長から説明)

◆委員

こちらの制度ですが、簡単にご説明いただくことはできますでしょうか。

◎事務局

まず、変形労働時間制とは、一定の期間内での労働時間を柔軟に調整する制度のことで、業務量が多い時期の勤務時間を増やす代わりに、業務量の少ない時期に勤務時間を減らすというように、業務の繁忙・閑散に応じて勤務時間の配分を認める制度です。

本制度では、閑散期に勤務時間を減らすのではなく、夏休みなどに勤務時間が割り振られない日を設定することとされています。

教職員の場合、その1年間の業務には繁忙がございます。一般的に年度初めの4月から5月にかけては様々な業務があり忙しいのですが、一方で、夏休みなどは比較的業務が少ない時期にあたります。

こうした1年間の繁忙の状況に応じて、繁忙期の勤務時間が通常7時間45分とされているところを例えば9時間にし、超過した時間を1時間単位で積み上げ、その振替を夏休みに休暇としてまとめ取りをする、そのように設計された制度と考えていただければと思います。

なお、この制度の導入については、国が整備した法令において、地方公共団体の判断とされており、県が条例で規定を設け、市町においても規則で規定を設ける必要があるとされています。

◆委員

制度はだいたい理解できましたが、本制度はどのような趣旨で制度化されたものなのですか。

◎事務局

学校における教職員の働き方改革を進めるための1つの選択肢になり得る仕組みとされています。

勤務時間を柔軟に設定することにより長期休業期間において一定期間のまとまった休日を確保し、教師のリフレッシュの時間等を確保することが、子どもたちに対して効果的な教育を行うことに資すること、さらには、教職の魅力向上につながることで意欲と能力のある人材が教師を目指すことを後押しすることになることを通じ、最終的に教育の質の向上につながる、そういったことを期待されたものです。

◆委員

メリットについては一定の理解ができましたが、請願者が指摘しているような、教職員の時間外労働がなお一層増加するとか、学校運営に支障をきたすような問題が生じる心配はありませんか。

◎事務局

請願者は様々な観点でご見解を示されていますが、主なご主張として、教職員の業務量が非常に多く、これがなかなか改善できていない中で、本制度が導入されれば、さらに教職員の負担が増すのではないかとご心配されています。

ただ、この制度においては、時間外勤務が上限時間の範囲内となることが見込まれる

場合に限り制度を適用することとされており、その時間外勤務の上限は月に 42 時間以内、年に 320 時間以内と示されています。また、1 日の最大の勤務時間についても 10 時間とされています。

つまり、その職員のこれまでの勤務の状況等から、月 42 時間、年 320 時間が達成できる見込みがない職員にはこの制度を導入できない、ということになっています。

前後しますが、この制度の適用については、個の職員を単位に適用することは可能となっており、学校全体や市全体で一律に適用しなくてはならないというものではありません。

民間でも同様の制度がありますが、制度を適用する職員とそうでない職員があるという点においても同様の整理となっています。

これに加えまして、国からは、職員への適用にあたっては、校長が各教育職員と対話を行い、個々の事情を踏まえ、教育委員会とも丁寧に話し合い、共通認識を持って本制度を活用することが示されています。

また、教職員への時間的な負荷という点では、国からは、延長できる時間外は年間で 40 時間程度、それによる休暇のまとめ取りは 5 日間程度との目安が示されています。

こうしたことから、制度の導入をもって職員の負担が増加するとは考えておりません。

次に、学校運営上の支障についてですが、請願にあるように本制度は、一度決めた勤務時間は、変更することができないという性質を有しているのは事実です。

そうではありますが、そのように規定されているのは、使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないことを前提とし、教職員に不利益となる恣意的な運用を避けるため、マイナスに捉えるものではないと考えます。

請願にもありました修学旅行についてですが、本制度における 1 年単位とは、正確には 1 か月を超え、1 年以内の期間とされていることから、例えば修学旅行の前後の期間を外した設定をすることで引率にあたる職員にも適用可能となることが国の資料にも示されています。

◆委員

私が所属する会社でも同様の制度を採用しており、うまく運用が図られています。民間では、制度導入により繁忙期の時間外手当の支給が減るという雇用者側のメリットがあります。学校現場に導入することのメリットはどのようなものがあるのでしょうか。

◎事務局

制度の主旨である休暇のまとめ取りについては、請願にあるように、夏季休暇や年次有給休暇の取得等でも対応できますが、例えば、年次有給休暇は、特に初任者や臨時的任用職員では日数も限られていることから、こうした職員についてメリットが大きいと考えております。

また、現行の制度では、週休日等の振替は 1 日単位または半日単位で行い、1 時間単位での割り振りはできませんが、本制度では、1 時間単位で積み上げが可能であることから、休日のまとめ取りを行い得る選択肢を増やすことができることも挙げられます。

◆委員

本制度に対して県はどのような見解を示しているのか、お教えいただけますか。

◎事務局

県においては、11 月 2 日付で、本制度導入のための条例改正を行わないことを求める請願が提出されています。その後 11 月 12 日に県教育委員会定例会にて審議され、当該請願は不採択となっています。また、同日、同定例会にて議会への条例改正案の提出が了承されているということ把握しております。

県教育委員会の見解としては、ホームページに当日の会議録や資料が掲載されており、資料にある教育長の意見として、国から制度の導入にあたっては国の指針に示す措置が講じられることを前提に、「本制度は、時間単位で勤務時間を積み上げ、勤務を割り振

らない日を設定するものであり、休日のまとめ取りを行う方法を増やすとともに、様々な取組を総合的に進める必要がある学校における働き方改革において、取組の選択肢を増やすものとなる」などとして、不採択への見解が示されています。

◆委員

もう1点よろしいでしょうか。この制度の導入にあたり、国はどのような措置を講じることとしているのでしょうか。

◎事務局

各学校における本制度の活用については、教育職員との対話などを通じて、校長が計画し、サービスを監督する各教育委員会が認めることとなります。

本制度を活用するには、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」に規定する措置を講ずる必要があります。

指針には、本制度を適用する教育職員に関する措置として、客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと、これは、例えば、パソコンのログやタイムカードなどで客観的に管理するということです。担当する部活動の休養日及び活動時間を、国が定める基準の範囲内とすること、業務の新たな負荷などにより、在校等時間を増加させないようにすること、時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間の範囲内とすること、などが規定されています。

補足になりますが、制度の導入にあたっては、業務改善が進んでいることが大前提だと文科省も述べていますし、中教審の学校の働き方改革に関する答申でも「1年単位の変形労働時間制を導入することで、学期中の勤務が現在より長時間化し、かえって学期中一日一日の疲労が回復せずに蓄積し、教師の健康に深刻な影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒である。」との指摘もあります。

国からは、延長できる時間外は年間で40時間程度、それによる休暇のまとめ取りは5日間程度との目安が示されていることは、先ほども申し上げたとおりですが、この40時間程度の時間外労働時間が時間外ではなくなるということになります。

国の資料にも示されているのですが、本制度の導入は教職員の時間外労働の削減そのものについて効果があるものではないとされています。

こうした点について、しっかりと理解した上で、制度の主旨を踏まえ、適切な運用がなされるようにしていく必要があると考えています。

また、そもそもの業務改善を、サービス監督権者である市教育委員会として、着実に推進していかなければならないと考えております。

○教育長

他に質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

ありがとうございます。各委員から様々な観点からご質問をいただきました。

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

◆委員

国で法整備、県で条例整備というプロセスを経ているのに、市だけが規則整備の手続をしないということになれば、仮に、本制度の適用を望んでいる教職員がいる場合に支障が生じることになるものと考えます。

◆委員

仮に市が規則整備を行ったとして、実際に本制度を適用するかどうかの判断は各学校に任されているということ、また、教職員としっかり話し合い不適切な運用がなされないようになっていくものと理解しました。本制度の導入は、学校における教職員の働き方改革を進めるための一つの選択肢となり得るものであると考えます。

しないように。ちょっと子どもの様子を言わせていただきますと、例えば、中3の生徒なら自分のせいでクラスのみんなが受験できなくなったらどうしようとか、子どもたちは、私たちが想像しているよりもっと深く苦しく悩んでいます。その子どもたちに対し、先生方は、家庭訪問とか、ICTを活用して連絡するとか、子どもたちの心に寄り添った指導をしていただいています。これも以前ご紹介しましたが、学級閉鎖になった子どもが帰宅して夕食になっても部屋から出てこない。保護者が心配して理由を聞くと、私が祖父母に感染させたら大変だからと悩んでいるんです。それを聞いた担任はもちろんしっかりとそのフォローに入っています。

教職員の勤務時間を少し調べてみました。昨年度より勤務時間が少し増えています。これは、ICT教材の研究に時間を取るようになったことと、もう一つは、学級閉鎖など一人ひとりの子どもたちにしっかり対応していることが理由であると思います。学校現場の先生方も精一杯やっているし、保護者の方々もご協力いただいている。そういうところで、本当にギリギリ均衡を保っているのかなと思っています。

他にございますか。

◆委員

教育長が言っていた、前期選抜の前日の学級閉鎖に、ちょうど私の子どものクラスが該当していたんです。やっぱりすごくつらくって、陽性者生徒の保護者の方が泣いて謝ってらっしゃったらしいです。また、小学校の先生が陽性となって、そちらも泣いて謝ってらっしゃったらしいです。この泣いて謝るという状況じゃない病気に早くなっていくといいなと願っています。

それと、夜や夜中に保護者メールが入ってくるということですが、保護者の方々は本当にありがたいって言っていました。夜遅く入ってきても、連絡が先にあれば、仕事の段取りや休暇の調整ができるので、たとえ夜中であろうと朝7時とかにいただくよりは全然ありがたいと感謝している保護者の方々のお声はちゃんと届いておりますので、本当に先生方には感謝しています。

○教育長

ありがとうございます。それを聞いたら、担当課長も夜、晩酌を我慢していること少々は報われたかなと思います。学校現場の先生方も、感染した子どもや保護者の方々の心のケアのために最大限努力をしていただいている部分が、時間外勤務に反映しているものと思います。

◆委員

私、今日が最後でございます。もう1点だけ。日本経済新聞をいつもよく引用するんですが、先日「学校パソコン、もう返したい～教師の本音「紙と鉛筆で」～」という記事が載っていました。1人1台バラまき先行、教師なお紙と鉛筆って、衝撃的な記事になっていまして、松阪市を取材したらこんなこと書けないのにと思った次第なんです。最後に、松阪市のGIGAスクールが本当に最先端を走っている地域であるということを確認させていただいて終わりたいと思いますのでお願いいたします。

○教育長

はい。これちょっと私の方から言わせてもらいます。実は夕刊三重のコラムの中に、こういう記事がありました。休校になり、子どもたちは、タブレットを使ってごく普通にタブレットの電子ドリルだけではなくて、オンライン授業で勉強していった。その中では友達と先生との顔が見えた。ドリルだけだったらできなかったことができた。実は

松阪市内の学校では、オンライン授業が普通のことのように行われていますが、他の自治体ではまだまだ厳しいというところもあります。学校が休業になって、課題として出てくるのは、紙媒体の漢字と計算ドリルだった。松阪市ではそういうことはありません。

昨年12月に文部科学省が中心なり、松阪市、熊本市、新潟市の教育長によるインターネット上の会談を行いました。その後、他の自治体から様々な反響があつて、かなり具体的な質問が非常に多く寄せられています。松阪市ではいろんな課題も当然出てきましたが、現在では新たな取組もチャレンジできるようになってきましたので、そういう部分においては一定の成果が出ていると思います。特にタブレットを家に持ち帰って何ができるのか、三雲中学校の事例は非常に好評で、文部科学省の説明会でもたびたび好事例として挙げていただいています。持ち帰って自学自習をする際には、電子ドリルをこなすだけではなく、自分で課題を見つけてやっていく。そういうレベルまで達してきているものと思います。ただ、まだまだ本市の中でも、学校によってある程度の温度差があるのではないかなとも思いますので、学力とともにレベルアップを図っていきたいと考えています。

委員の皆さんには、これからもいろいろとご助言を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆委員

最後にありがとうございました。

○教育長

こちらこそありがとうございました。

他にございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いいたします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、

3月25日金曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年2月第2回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時17分 閉会